



茨城県報 第 2865 号

平成29年 1 月30日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 指定居宅サービス事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 1
- 指定居宅介護支援事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 2
- 指定介護予防サービス事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（3件）（中小企業課）…………… 2
- 保安林の指定（林業課）…………… 4
- 保安林の指定の予定（林業課）…………… 5
- 県道の管理に関する協議に対する同意（2件）（道路維持課）…………… 5
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 6

公 告

- 環境影響評価方法書の縦覧について（環境政策課）…………… 6
- 肥料の登録（産地振興課）…………… 9
- 肥料登録有効期間の更新（産地振興課）…………… 9
- 肥料登録の失効（産地振興課）…………… 9
- 公共測量の実施（用地課）…………… 10
- 開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）…………… 10
- 入札公告（厚生総務課）…………… 11

告 示

茨城県告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成29年 1 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0873101174	有限会社ことぶきケアサービス	ことぶきケアサービス	東茨城郡城里町石塚903-2	訪問介護	平成28年12月30日
0873300602	医療法人博仁会	志村デイサービスセンター	常陸大宮市上町357-4	通所介護	平成28年12月31日

茨城県告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0873101372	特定非営利活動法人 ヒューマンケアセンター	ヒューマンケアセンター	東茨城郡大洗町 成田町4286-62	居宅介護支援	平成28年 12月31日

茨城県告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0870500931	株式会社県央福祉サービス	デイサービスローズ 苑いしおか	石岡市東大橋 1517-5	介護予防通所介護	平成28年 12月31日
0873101174	有限会社ことぶきケアサービス	ことぶきケアサービス	東茨城郡城里町 石塚903-2	介護予防訪問介護	平成28年 12月30日
0873300602	医療法人博仁会	志村デイサービスセンター	常陸大宮市上町 357-4	介護予防通所介護	平成28年 12月31日

茨城県告示第95号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ北茨城

北茨城市大津町北町字盲廻り3240 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成29年1月10日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）アクロスプラザ北茨城

(変更後) アクロスプラザ北茨城

(3) 届出年月日

平成28年12月20日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第96号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

D C Mホームック取手店

取手市戸頭字長町1299番4

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成28年12月19日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 東京センチュリーリース株式会社

(変更後) 東京センチュリー株式会社

(3) 届出年月日

平成28年12月12日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第97号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフーズ牛久さくら台店
牛久市さくら台一丁目 1 番地 8

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)
平成 29 年 1 月 12 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ランドロームフードマーケット牛久店
(変更後) ジョイフーズ牛久さくら台店

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成 28 年 12 月 26 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第 98 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第 33 条第 6 項で準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成 29 年 1 月 30 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する森林の所在場所

高萩市大字若栗字坂下 326 番 3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び高萩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第99号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

北茨城市磯原町豊田字鹿島400番（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第2項の規定により、次のとおり県道の管理に関する協議に同意した。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道水戸神栖線

2 区 間 水戸市元吉田町1028番4地先から
水戸市元吉田町1061番3地先まで

3 管理を行う者 水戸市

4 管理を行う日 平成29年1月31日から

茨城県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第3項の規定により、次のとおり県道の管理に関する協議に同意した。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道那珂湊大洗線

2 区 間 東茨城郡大洗町港中央26番7地先から
東茨城郡大洗町桜道44番地先まで

3 管理を行う者 大洗町

4 管理を行う日 平成29年2月1日から

茨城県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年1月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
鉦田市大和田字西原521番3地先から	旧	メートル 最大 34.5	メートル 45	
		最小 17.5		
鉦田市大和田字新田後583番1地先まで	新	最大 34.5 最小 17.5	45	現道拡幅

茨城県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年1月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸神栖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
鉦田市菅野谷字後久保195番地先から	旧	メートル 最大 22.0	メートル 395	
		最小 4.3		
鉦田市大和田字新田後583番1地先まで	新	最大 42.0 最小 13.0	395	現道拡幅

公 告

●環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、成田国際空港株式会社から次の事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の送付を受けたので、環境影響評価法施行規則（平成10年6月12日総理府令規則第37号。以下「規則」という。）第1条の6の規定により次のとおり公告する。

なお、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、規則第 4 条の規定に基づく意見書の提出により、これを述べることができる。

平成29年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

- (1) 事業者の名称 成田国際空港株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 夏目 誠
- (3) 主たる事業所の所在地 千葉県成田市成田国際空港内（成田市古込字古込 1 - 1）

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 成田空港の更なる機能強化
- (2) 種類 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業
滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業
- (3) 規模 滑走路の新設（3,500メートル）
滑走路の延長（延長する長さ1,000メートル，延長後の滑走路長3,500メートル）

3 対象事業の実施が想定される区域

千葉県成田市，同香取郡多古町，同山武郡芝山町

4 方法書の縦覧及び公表の方法及び期間

(1) 縦覧場所

場 所	所 在 地
千葉県庁 環境生活部環境政策課	千葉市中央区市場町 1 - 1
千葉県印旛地域振興事務所 地域環境保全課	千葉県佐倉市錦木仲田町 8 - 1 印旛合同庁舎
成田市役所 環境部環境計画課	千葉県成田市花崎760番地
成田市役所 下総支所	千葉県成田市猿山1080番地
成田市役所 大栄支所	千葉県成田市松子366番地
芝山町役場 総務課空港地域振興係	千葉県山武郡芝山町小池992
多古町役場 生活環境課	千葉県香取郡多古町多古584
横芝光町役場 企画財政課空港・地域振興室	千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地
山武市役所 経済環境部環境保全課	千葉県山武市殿台296番地
山武市役所 松尾出張所 総務部企画政策課 空港みらい対策室	千葉県山武市松尾町五反田3012
山武市役所 蓮沼出張所	千葉県山武市蓮沼ハの5402番地 1
茨城県庁 行政情報センター	茨城県水戸市笠原町978 - 6
河内町役場 都市整備課	茨城県稲敷郡河内町源清田1183
稲敷市役所 市民生活部環境課	茨城県稲敷市犬塚1570番地 1
稲敷市役所 東支所	茨城県稲敷市結佐1545番地
稲敷市役所 新利根地区センター	茨城県稲敷市柴崎7427番地
NAA 本社ビル 情報コーナー	千葉県成田市成田国際空港内（成田市古込字古込 1 - 1）
NAA 北地域相談センター	千葉県成田市花崎町750 - 1 千葉交通ビル 3階

場 所	所 在 地
NAA 南地域相談コーナー	千葉県山武郡芝山町大里18-52 芝山町中央公民館千代田分館2階

(2) 縦覧期間

平成29年1月27日(金)から平成29年2月27日(月)(土曜日, 日曜日, 祝日を除く)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

(4) インターネットによる公表

成田国際空港株式会社の機能強化ホームページにおいて, 方法書を公表します。

URL <http://www.narita-kinoukyouka.jp/index.html>

5 方法書説明会の開催場所及び日時

■ 2017年2月5日(日)午後3時から(2時間程度)

農村環境改善センター(松尾ふれあい館)(千葉県山武市松尾町松尾47-3)

■ 2017年2月11日(土)午後3時から(2時間程度)

成田国際文化会館 大ホール(千葉県成田市土屋303)

■ 2017年2月12日(日)午後5時から(2時間程度)

横芝光町文化会館 集会室(千葉県山武郡横芝光町横芝922-1)

■ 2017年2月18日(土)午後3時から(2時間程度)

あずま生涯学習センター 多目的ホール(茨城県稲敷市佐原組新田1596)

■ 2017年2月19日(日)午後2時から(2時間程度)

農村環境改善センター 多目的ホール(茨城県稲敷郡河内町長竿3689-1)

■ 2017年2月25日(土)午後3時から(2時間程度)

芝山文化センター ホール(千葉県山武郡芝山町小池973)

■ 2017年2月26日(日)午後3時から(2時間程度)

多古町コミュニティプラザ 文化ホール(千葉県香取郡多古町多古2855)

6 規則第4条の規定による意見書の提出期限, 提出先, 提出方法

(1) 意見書の提出期限

平成29年3月13日(金)

(2) 意見書の提出先

〒282-8601

千葉県成田市成田国際空港内(成田市古込字古込1-1)

成田国際空港株式会社 地域共生部エコ・エアポート推進グループ 宛

F A X 0476-30-1561

メール 機能強化ホームページ内のメールフォームより

(3) 意見書の提出方法

F A X, メール, 郵送のいずれかにてご提出ください。ただし, F A X, メールの場合は3月13日の午後5時まで, 郵送の場合は3月13日の消印まで有効とします。



●肥料の登録

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%) その他の規格	生産業者		有効期限
				氏名又は名称	住所	
茨城県 第1253号	混合有機質 肥料	混合有機質 541号	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0 含有を許される有 害成分の最大量及び その他の制限事項は 公定規格のとおり。	太田油脂 株式会社	愛知県岡崎市福岡 町字下荒迫28番地	平成31年 12月21日

●肥料登録有効期間の更新

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料について登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%) その他の規格	生産業者		更新した 有効期限
				氏名又は名称	住所	
茨城県 第1210号	混合有機質 肥料	つむら1号	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 含有を許される有 害成分の最大量及び その他の制限事項は 公定規格のとおり。	株式会社 SHUTTO	茨城県鹿嶋市大字 荒井302番地の2	平成31年 10月1日
茨城県 第1177号	化成肥料	キセキ有機入り 複合肥料 575号	窒素全量 5.0 りん酸全量 7.0 内く溶性りん酸 6.0 加里全量 5.0 内く溶性加里 4.9 内水溶性加里 2.0 く溶性苦土 1.5 含有を許される有 害成分の最大量及び その他の制限事項は 公定規格のとおり。	株式会社 キセキ関東	茨城県稲敷郡阿見 町大字阿見4818番 地	平成32年 1月28日
茨城県 第1220号	炭酸カルシ ウム肥料	53 炭酸カルシ ウム肥料	アルカリ分 53.0 その他の制限事項 は公定規格のと おり。	旭碓末資料合資会 社	東京都台東区上野 桜木一丁目13番2 号	平成34年 10月13日

●肥料登録の失効

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		失効年月日
			氏名又は名称	住 所	
茨城県 第1229号	ひまし油か す及びその 粉末	831ひまし油粕 ペレット	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目 3番1号	平成28年10月1日
茨城県 第1213号	副産石灰肥 料	にわとりさんの カルシウム	有限会社ピー・エフ・ シー・フルサワ	茨城県かすみがうら市大 字中志筑2540番地	平成28年10月14日

~~~~~

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所
- 2 作業種類 公共測量 MMS計測（車載写真レーザ測量）
- 3 作業期間 平成29年1月16日から  
平成29年2月28日まで
- 4 作業地域 久慈川・那珂川流域  
（澗沼川・桜川・藤井川・山田川・里川）

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
桜川市真壁町椎尾字山の神554番2, 555番1, 556番2
- 2 事業主の住所及び氏名
筑西市新治1967番地105ブランドール I202
山 中 亮 輔

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
結城郡八千代町大字平塚字道前2128番5
 - 2 事業主の住所及び氏名
結城郡八千代町大字平塚1992番地
宮 永 光 男
- ~~~~~

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成29年1月30日

茨城県立医療大学長 永 田 博 司

1 競争入札に付する事項**(1) 件名**

大学清掃業務委託 一式

(2) 調達件名の仕様等

別に定める入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

(4) 履行場所

茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地2 茨城県立医療大学

(5) この調達は、競争参加資格確認申請書 (添付資料を含む)、入札書の提出等について、原則として電子調達システムにより行う案件である。**2 担当課**

〒300-0394

茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地2

茨城県立医療大学総務課 総務担当

T E L 029-888-4000

F A X 029-840-2301

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく、物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号から同条第3号に規定するものでないこと。

(6) 建物延床面積30,000㎡以上の、教育・研究機関等で清掃業務を、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの期間で、36ヶ月以上の業務履行した実績があること。

(7) 本件役務について対応を行うことになる本支店又は営業所等がISO9001の認証を受けていること。

(8) 本公告に示した業務を確実に履行できること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL <http://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたいものは、2の担当課の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当課に紙入札承諾願いを提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県立医療大学

ア 期間

入札公告の日から平成29年2月27日までの午前8時30分から午後4時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日をのぞく。

イ 場所

2の担当部局に同じ。

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に、以下にその旨申請すること。（様式任意）

茨城県立医療大学 メールアドレス：shomu@ipu.ac.jp

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から平成29年2月16日（木）午後5時までとし、これ以降に到達したものについては回答しないので、留意すること。

イ 質問受付先

2の担当課

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成29年2月22日（水）午後5時まで。

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に入札説明書で指示する書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成29年2月27日（月）午前11時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。郵送の場合は書留郵便に限る。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、添付書類のファイル容量が3メガバイトを超える場合は、確認申請書のみをシステムにより提出し、残りを郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵便又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

2の担当課に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成29年3月7日(火)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当課に提出すること。

なお、封書は封かんし、表には「入札書在中」と朱書き表記し、開札日、入札に係る案件番号及び調達案件名、入札参加者の商号又は名称を表記し郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

1年間の委託料を記載すること。

なお、提出した入札書はいかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年3月13日(月)午後5時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当課に必着のこと。

(3) 開札場所及び日時

ア 場所

茨城県立医療大学事務局総務課内

イ 日時

平成29年3月14日(火)午前10時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全額又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 本件調達に係る平成29年度予算が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。

- (3) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning Services, Ibaraki Prefectural University of Health Sciences
- (2) Fulfillment period : From 1 April, 2017 through 31 March, 2020
- (3) Fulfillment place : Ibaraki Prefectural University of Health Sciences
- (4) Time-limit for the submission of Application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 PM 16, February, 2017
- (5) Time-limit for tender: 5:00 PM 13, March, 2017 (by mail 5:00 PM 13, March, 2017)
- (6) Contact point for the notice:
General Affairs Section, Ibaraki Prefectural University of Health Sciences.
4669-2 Ami, Ami-machi, Inashiki-gun, Ibaraki-ken, Japan 300-0394
TEL: 029-888-4000

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)